

産業廃棄物処理施設の設置等に係る説明会の実施に関する指針

平成24年3月27日制定
岐阜県環境生活部長

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成22年岐阜県条例第20号。以下、「条例」という。)第16条第1項(第22条において準用する場合を含む。)に規定する説明会(以下「説明会」という。)については、関係住民が事業計画の内容を把握、確認することができるよう、事業者が事業計画書の縦覧とともに実施を義務づけているものです。

事業者と関係住民が事業計画に関する情報を共有し、相互理解を深めるためには、事業者は、事業計画の内容、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策等について、関係住民に分かりやすく説明するとともに、関係住民は、説明会に積極的に参加し、事業計画に不明確な点がある場合には、事業者に説明を求めることが必要となります。

このことから、説明会の実施にあたり、事業者及び関係住民の参考となるよう、説明会に関係する者の基本的姿勢、取組事項等を示した指針を作成しました。

本指針により、事業者が開催する説明会が、事業者と関係住民の合意の形成に資するものとなることを期待しております。

第1章 総則

第1 用語の定義

この指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2 基本的姿勢

- 1 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、事業計画に関する相互理解の必要性を認識したうえで説明会に臨むこと。また、説明会では、先入観に基づく誤解が生じやすいことから、事業者、関係住民の双方とも、このことに十分注意するよう努めること。
- 2 事業者は、説明会により関係住民に対して事業計画の内容を十分に周知することができるよう、関係住民には産業廃棄物の処理に関する知識が十分でないことを前提として、事業計画の内容、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策等について、具体的かつ分かりやすく説明するよう努めること。
- 3 事業者は、関係住民が求める情報を自主的に開示するとともに、関係住民から周辺地域の生活環境の保全に関する要望を受けた場合は、積極的に対応するよう努めること。
- 4 関係住民は、事業計画の内容、周辺地域の生活環境の保全に係る事業者の配慮状況等を確認するため、説明会に積極的に参加し、事業計画に不明確な点がある場合は、事業者に説明を求めるよう努めること。
- 5 県は、説明会に職員を立ち合わせる等により、その開催状況を把握するとともに、必要に応じて、条例の制度に関する説明を行うこと。

第2章 説明会の準備

第3 説明会開催前の準備事項

事業者は、次に掲げる事項について、説明会開催前にあらかじめ行っておくこと。
(1) 関係する法令等による規制、基準値、処理する廃棄物及びその処理方法並びに周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策等に関する情報を収集したうえで、事業計画の内容を十分に理解すること。

- (2) 周辺地域の生活環境を保全するための対策の策定、その評価の手順の確立、自主管理値の設定等により周辺地域の生活環境の保全に配慮した事業計画となるよう努めること。
- (3) 事故や自然災害による施設の被害が発生した場合の周辺地域の生活環境への影響を防止するため、事故や自然災害を想定した緊急時対応マニュアルの整備に努めること。なお、緊急時対応マニュアルの整備にあたっては、あらかじめ周辺地域の状況を十分に把握して、人の健康及び周辺地域の生活環境への被害が最小限となるよう配慮すること。
- (4) 従業員に対して、事業計画及び緊急時対応マニュアルの内容を十分に教育、訓練するよう努めること。
- (5) 関係住民との相互理解を推進する人材の育成に努めること。
- (6) 事業場の責任者、相談窓口の担当者等を選任し、その役割が組織図等により明確となるよう努めること。

第4 説明資料等の作成

- 1 事業者は、次に掲げる事項について説明資料を作成すること。
 - (1) 事業計画の内容
 - (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策（別紙1-1(2)の場合に限る。）
 - (3) 生活環境影響調査の方法（別紙1-1(1)の場合に限る。）
 - (4) 計画地の選定理由（新規の許可申請等の場合に限る。）
 - (5) 当該処分場を廃止した後の土地利用計画（最終処分場に限る。）
 - (6) 意見書提出等の手続き（提出先、提出期限、提出方法、記載内容、様式の入手法、意見書に対する見解の周知方法等）
 - (7) 問い合わせ先及び担当者
- 2 事業者は、図、イラスト、写真等を用いることにより、説明会参加者が理解しやすい説明資料を作成するよう努めること。
- 3 事業者は、別紙2を参考に事業計画に関して説明会参加者が求める情報について整理・検討し、説明会参加者からの質問に回答できるよう準備しておくこと。

第5 説明会の開催日時等に関する調整

- 1 事業者は、説明会の開催日時、会場等を決定するにあたっては、説明会参加者にとって参集しやすい時間、参集の便の良い会場等を考慮する必要があることから、原則として関係住民のうち次に掲げる者とあらかじめ調整を行うこと。ただし、該当する者が存在しないときその他特段の事情があるときはこの限りではない。
 - (1) 隣接地の所有権原者及び使用権原者
 - (2) 周知地域内に居住する者が所属する自治会等の代表者
- 2 事業者は、説明会開催日を決定するにあたっては、説明会参加者が説明会開催前にあらかじめ縦覧（条例第15条第1項（第22条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下同じ。）されている事業計画書を閲覧し、質問等を整理する時間が必要であることを考慮すること。

第6 説明会の回数及び開催場所

- 1 事業者は、事業計画の内容が複雑である場合又は第5の1各号に掲げる者から要望がある場合は、説明会を複数回開催するよう努めること。
- 2 事業者は、周知地域が広範である場合又は第5の1各号に掲げる者から要望がある場合は、説明会を複数の場所で開催するよう努めること。
- 3 事業者は、説明会を周知地域内で開催すること。ただし、説明会参加者を收容するための十分な広さを有する施設が存在しない場合その他周知地域内に適当な会場を確保できない場合は、周知地域以外の地域で関係住民の参集の便のよい会場を確保して説明会を開催することができる。
- 4 事業者は、予定した対象者以外の者が説明会に参加する可能性があることを想定して会場を確保するよう努めること。

第3章 説明会の開催

第7 説明の方法

- 1 事業計画の説明は、原則として事業者本人（法人にあっては代表者又は担当役員）が行うこと。ただし、技術的、専門的事項の説明等必要があるときは、事業者、設備の設計又は施工業者、生活環境影響調査の受託業者、若しくはコンサルタント業者等の従業員等に説明を行わせることができる。
- 2 事業者は、第4の1により作成した説明資料を説明会参加者に配付し、次に掲げる事項に留意して事業計画の内容、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策等を具体的かつ分かりやすく説明するよう努めること。
 - (1) 説明会参加者には産業廃棄物の処理に関する知識が十分でないことを前提とし、専門用語の使用を可能な限り避け、分かりやすい言葉を使用して説明すること。
 - (2) 周辺の生活環境に及ぼす影響については、法令等による規制項目の説明、その規制値並びに自主管理値を併せて示すことや、例えば騒音の場合には、当該計画により想定される騒音レベルと同程度の音を発生する身近な事例を例示すること等により、その影響の程度を分かりやすく説明できるよう工夫すること。
- 3 事業者は、説明会参加者に対して、別紙1-1に示す説明会の区分毎に定められた事項を口頭又は書面の配布により周知すること。

第8 説明会の進行等

- 1 説明会には、説明会の進行を担当する進行役を置くこと。
- 2 進行役は、双方向的な対話型の説明会となるよう配慮すること。なお、議論の誘導はしないこと。
- 3 進行役は、説明会参加者が説明の内容を理解できていないと認めるときは、再度わかりやすく説明するよう説明者に要請すること。
- 4 進行役は、説明会参加者からの質問等に不明確な点がある場合は、これを明確にした上で、進行にあたること。

第9 説明会参加者の留意事項

- 1 説明会参加者は、縦覧されている事業計画書を閲覧すること、説明会において別紙2を参考に事業計画に係る質問をすること等の手段により、事業計画の内容の確認に努めること。
- 2 説明会参加者は、進行役の指示に従い発言すること。
- 3 説明会参加者は、事業計画の内容を確認するために必要と認めるときは、事業者の説明会を再度開催するよう要請すること。なお、この場合においては、事業者の説明会を再度開催することが必要である理由を明らかにすること。

第10 質問等に対する回答

- 1 事業者は、説明会参加者からの質問等に誠実に回答すること。ただし、次に掲げる事情があるときはこの限りではない。
 - (1) 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとき。
 - (2) プライバシーに関わる事項が含まれるとき。
 - (3) その他回答できない特段の事情があるとき。
- 2 事業者は、説明会参加者からの質問等に回答できない場合は、その理由を説明すること。

第11 説明会の実施状況に関する記録

事業者は、説明会で行った説明の内容、説明会参加者からの質問及びそれに対する回答について、確実かつ正確に記録すること。なお、録音・録画等を行う場合は、あらかじめ説明会参加者の了解を得たうえで行うものとし、説明会参加者のプライ

バシーに十分配慮すること。

第 12 説明会が開催できないときの措置

- 1 事業者は、地震、台風、交通の途絶その他やむを得ない理由により説明会を開催することができなくなったときは、直ちに関係住民に理由を付してその旨を伝えるとともに、県に報告すること。
- 2 事業者は、1により説明会を開催しなかった場合には、速やかに代替となる説明会の日時、会場等を調整すること。なお、この調整にあたっては、第5の1によること。
- 3 事業者は、2により代替となる説明会を開催するときは、あらかじめ周知計画変更届出書を県に提出すること。

第 4 章 説明会開催後の対応

第 13 再度の説明会の開催等

- 1 事業者は、第9の3により再度の説明会の開催を要請されたときは、これに応じること。ただし、次に掲げるときはこの限りでない。
 - (1) 再度の説明会を開催することが必要である理由が、既に説明会において説明した事項に係るものであり、十分に説明したと認められるとき。
 - (2) その他特段の事情により再度の説明会を開催することが困難なとき。
- 2 事業者は、説明会参加者から類似施設の実地見学の実施を要請されたときは、これに応じるよう努めること。
- 3 事業者は、1により再度の説明会を開催するときは、あらかじめ周知計画変更届出書を県に提出すること。
- 4 事業者は、第9の3による再度の説明会の開催若しくは2による類似施設の実地見学の実施に係る要請に応じないと判断したときは、理由を付してその旨を掲示等の方法により関係住民に対して周知すること。

第 14 事後評価

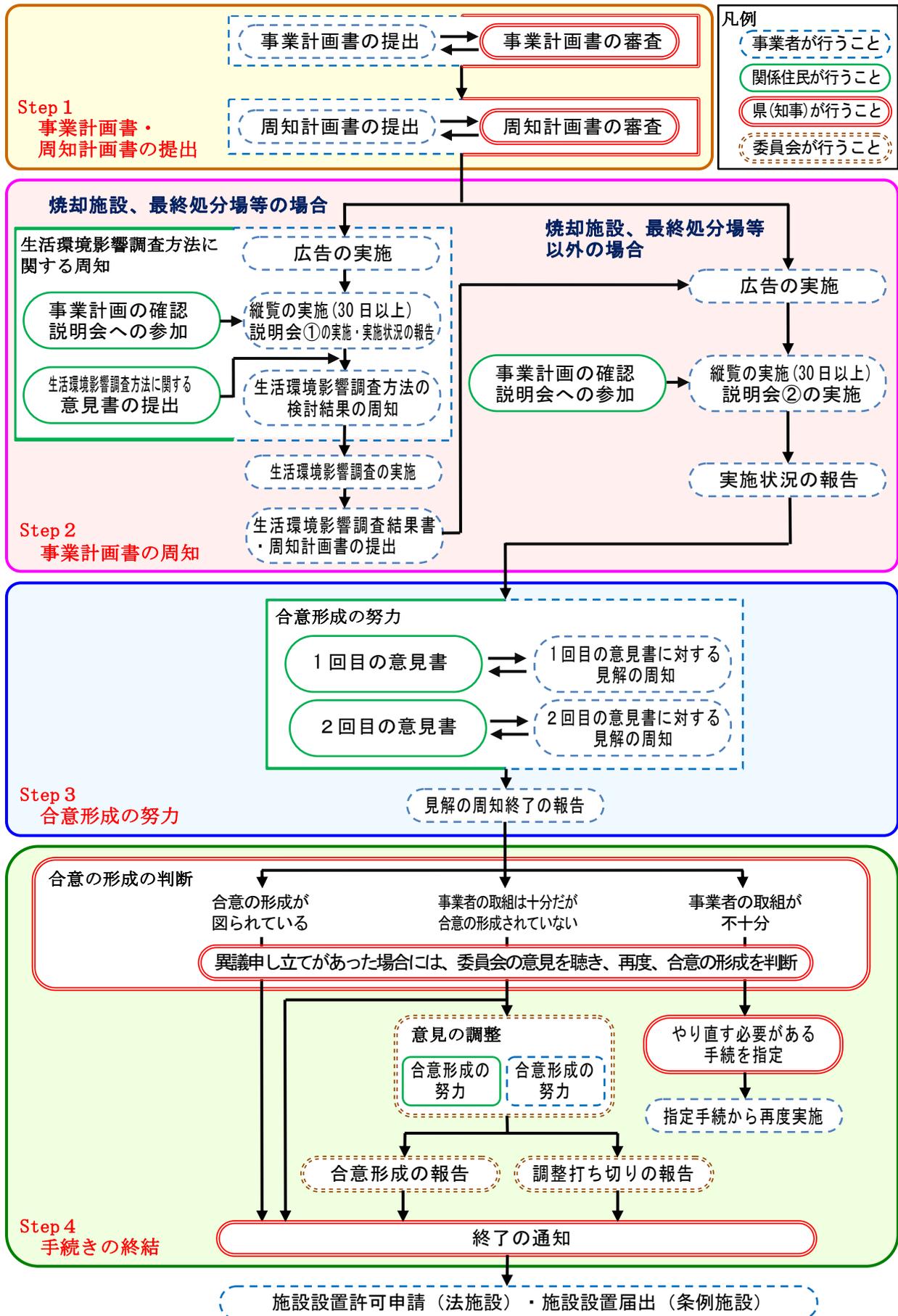
- 1 事業者は、説明会における事業計画の内容の説明状況を事後評価し、事業計画書に反映させることが必要と判断される事項がある場合には、事業計画を変更すること。
- 2 事業者は、1により事業計画を変更するときは、あらかじめ事業計画変更届出書を県に提出すること。

第 15 説明会等の実施状況に係る報告書の公表

事業者は、説明会終了後、条例第 18 条（条例第 22 条において準用する場合を含む。）に規定する実施状況報告書を県に提出したときは、当該報告書を事業者が開設するインターネットのホームページへの掲載等の方法により公表することが望ましい。

説明会の区分	説明会の区分	周知事項
<p>(1) 生活環境影響調査の方法に関する説明会(別紙1-2に示す説明会①)</p>	<p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条第3号、第5号、第8号又は第11号の2から第14号までのいずれかに該当する施設の設置等を行う事業者(②及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第3項ただし書きに該当する事業者を除く。)が行う説明会</p>	<p>ア 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること イ 意見書の提出があったときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果の周知を行うこと ウ 生活環境影響調査を実施したときは結果の周知を行うこと</p>
	<p>② 政令第7条第3号、第5号、第8号又は第11号の2から第14号までのいずれかに該当する施設の設置等であって、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)第2条第2号に規定する対象事業(同号に規定する第2種対象事業を除く。)に該当する事業を行う事業者が行う説明会</p>	<p>ア 環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施すること イ 環境影響評価を実施したときは結果について周知をおこなうこと</p>
<p>(2) 事業計画に関する説明会(別紙1-2に示す説明会②)</p>	<p>① 事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者が行う説明会</p>	<p>ア 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること イ 意見書の提出があったときは見解の周知を行うこと</p>
	<p>② ①以外の事業者が行う説明会</p>	

岐阜県産業廃棄物処理施設設置等に係る手続の適正化等に関する条例における手続の流れ



説明会参加者が事業計画の内容を確認する上で参考となる事項

1 事業者について

- ◎事業者の概要（名称、所在地、代表者氏名、沿革、事業規模、事業内容等）
 - ・会社設立から現在までの会社の沿革はどのようになっていますか？
 - ・どれくらいの事業規模（売上、経常利益等）ですか？
 - ・どのような事業を行っている会社ですか？
- ◎産業廃棄物処理の実績の有無
 - ・これまでに産業廃棄物処理の実績はありますか？
（ある場合）行政から命令、指導等を受けるようなことはありませんか？
（ない場合）産業廃棄物処理に係る知識、能力はありますか？
- ◎産業廃棄物処理に係る責任者並びに専門職、資格者、経験者等の人数、体制
 - ・産業廃棄物処理に係る会社の責任者はどなたですか？
 - ・苦情、要望等があるときの窓口はどちらになりますか？
 - ・法令等で設置が義務づけられている資格者にはどのようなものがありますか？
 - ・産業廃棄物処理に係る専門職等は、事業規模に対して十分な人数となっていますか？
- ◎当該事業計画に係る理解、習熟の程度
 - ・当該事業計画について、現在会社が行っている事業との関係はありますか？
（関係がない場合）当該事業計画を技術的に適切に実施できると判断した理由は何ですか？

2 産業廃棄物処理施設について

- ◎当該計画地に立地する理由
 - ・この施設が必要な理由は何ですか？
 - ・この場所に施設を造る理由は何ですか？
- ◎産業廃棄物処理施設の配置、構造
 - ・設置される装置の構造はどのようなものですか？
 - ・各装置は施設内にどのように配置されるのですか？
- ◎産業廃棄物の処理能力、処理の方法
 - ・どの程度の処理能力があるのですか？
 - ・どのような方法で処理を行うのですか？
- ◎産業廃棄物処理施設に係る工事着工予定日、稼働予定日
 - ・施設を建設するのは、いつ頃の予定ですか？
 - ・その際、どの経路でどの程度の車両が通行する予定ですか？
 - ・施設の稼働は、いつ頃の予定ですか？

3 産業廃棄物の処理について

- ◎受入する産業廃棄物の種類、性状、受入先
 - ・受入する産業廃棄物はどのような種類のものですか？
 - ・その性状はどのようなものですか？
 - ・どのような事業場から排出される産業廃棄物なのですか？
- ◎産業廃棄物の処理工程
 - ・受入した産業廃棄物は、この施設においてどのような工程を経て処理されるのですか？

- ◎中間処理物（産業廃棄物）の性状、搬出先、処理方法
 - ・処理後の産業廃棄物の性状はどのようなものですか？
 - ・どのような処理施設に搬出されますか？
- ◎中間処理物（有価物）の有用性、需要、市場価値
 - ・処理後の有価物はどのようなものですか、又どのように利用されるのですか？
 - ・その需要、市場価値はどの程度ですか？
- ◎受入廃棄物及び中間処理物の保管量、保管方法
 - ・受入廃棄物及び中間処理物の保管量はどのくらいの量ですか？
 - ・これらの保管はどの場所でどのように行いますか？
- ◎当該事業計画の採算性
 - ・継続的に産業廃棄物処理事業を行うことができる資金計画となっていますか？

4 産業廃棄物処理施設の運営、維持管理について

- ◎稼働日、稼働時間、産業廃棄物の搬出入時間
 - ・施設の稼働日、稼働時間はどのようになっていますか？
 - ・産業廃棄物の搬出入時間はどのようになっていますか？
- ◎産業廃棄物運搬車両の種類、搬出入経路、通行量
 - ・産業廃棄物の運搬車両は、どの経路でどの程度の車両が通行する予定ですか？
- ◎産業廃棄物処理施設の日常管理の方法
 - ・日常点検の項目、点検方法、頻度はどのようになっていますか？
- ◎産業廃棄物処理施設の定期点検・検査の方法
 - ・メーカー等による定期点検・検査の項目、点検方法、頻度はどのようになっていますか？
- ◎産業廃棄物処理施設の異常の感知方法及び異常時の対応方法
 - ・施設に異常が生じた場合、どのような方法で感知するのですか？
 - ・異常時にはどのように対応するのですか？
- ◎想定される事故、自然災害による施設の被害の内容とその対応方法
 - ・どのような事故、自然災害による施設の被害が想定されますか？
 - ・想定される事故、自然災害による施設の被害は、どの程度周辺の住民の生活に影響が出るのですか？
 - ・事故、自然災害時にはどのように対応するのですか？
 - ・周辺の住民にどのように連絡するのですか？
- ◎従業員に対する教育訓練の方針、内容、方法
 - ・従業員に対する教育訓練はどのような方針で行いますか？
 - ・どのような内容の教育訓練をどのように行いますか？

5 周辺地域の生活環境への影響、対策等について

- ◎当該計画に伴い周辺地域の生活環境に影響が想定される環境項目（水質、大気・粉じん、騒音、振動、悪臭、土壌・地下水等）とその程度
 - ・産業廃棄物の処理、保管に伴い、周辺地域の生活環境に影響が想定される環境項目にはどのようなものがありますか？
 - ・その影響の程度は、どの程度ですか？
- ◎上記環境項目に対する低減対策
 - ・影響が想定される環境項目に係る低減対策はどのようになっていますか？
- ◎上記環境項目に対する法令等による基準値及び自主管理値
 - ・当該施設に適用される法令等による基準値には、どのようなものがありますか？
 - ・適用される法令等による基準値に対して、どのような自主管理値を定めていますか？

◎上記環境項目に対する検査項目及び検査頻度

- ・どのような環境項目に対する検査をどのような頻度で行いますか？

◎当該計画に伴い周辺地域の生活環境に影響が想定されないとした環境項目がある場合はその理由

- ・周辺地域の生活環境に影響が想定されないとした理由は何ですか？

◎周辺施設（病院、保育所、幼稚園、学校、福祉施設等）に対する配慮事項

- ・近くに立地する病院、保育所、幼稚園、学校、福祉施設等の施設に対して、どのような配慮（稼働時間、搬入時間、搬入経路等）をしますか？

6 その他

◎産業廃棄物処理施設の維持管理等に関する情報開示の方針

- ・稼働後、施設を見学することはできますか？
- ・稼働後、産業廃棄物処理、環境項目に対する検査結果等、どのような情報をどのように開示する予定ですか？